

社会保険労務士のむら事務所通信

2018夏号
発行人：野村祐輔
2018年8月1日発行
第10号

働き方改革に先手を打つことが大事

皆さんも同一労働同一賃金という言葉は聞いたことがありますでしょう。これは”正規社員も非正規社員も同じ労働ならば賃金に差をつけてはいけません”というもので、政府の進める働き方改革の大きな柱であり、大企業が2020年4月から、そして中小企業も1年遅れの2021年4月から、守らなければならない法律として施行される予定なのです。指標として「同一労働同一賃金ガイドライン」が昨年発表されています。

またニュースでもご存じの通り、この6月1日に最高裁で、今後の同一労働同一賃金の基準ともなる2つの判決が下されました。

ひとつめは、「ハマキョウレックス事件」。これは正社員と非正規社員の待遇差の問題です。正社員に支払われていた「無事故手当」「作業手当」「給食手当」「通勤手当」「皆勤手当」の5つの手当が、職務の同じ契約社員に支給されないのは不合理とされました。一方、「住宅手当」の有無については、転勤がない契約社員に支給されないのは不合理ではないとされました。

もうひとつが「長澤運輸事件」。定年後再雇用された嘱託社員が正社員時代と労働は同じなのに賃金が下がったのは不当として訴えた事件です。これは「住宅手当」「家族手当」についての賃金格差は、要件を満たせば年金の支給が受けられるという事情を考慮すると、不合理ではない。「精勤手当」「超勤手当」については、趣旨を考慮すると、正社員と差があるのは不合理だとされました。

2つの事件では、それぞれの会社の事情もありますので、どの手当の賃金差は大丈夫で、どの手当がダメなのかと見るのではなく、賃金差がどういったケースで合理的な理由として認められるのか、あるいは認められないのかということを見なければなりません。今回の判決で言えば、ほぼ「同一労働同一賃金ガイドライン（平成28年12月20日）」に沿ったものだと言えるでしょう。同一労働同一賃金の今後の方向性がどうなっていくのか知る良い資料になりますので、一度ご覧になられては如何でしょうか？

非正規の賃金改定とともに最低賃金自体も時給1,000円の大台に向けて着々と毎年改正されています(今のペースで行けば4年後ぐらいには埼玉県でも達成しそうな勢いです)。人件費の問題は会社にとっては大きな問題です。そしてただ単に人件費があがるのではなく、それと比例して従業員の士気も上がっていくようにしなければなりません。そのための工夫をしない会社には、働き方改革は出費が増えるだけで良い面は一つもありません。これを機会に賃金や福利厚生を含めた社内改革に取り組み社員の意識を高めることに取り組みたいものです。そのためにも、どうせ変わるので社会よりも一歩早く改革を進める(助成金もうまく活用しましょう) 勇気には大きな意義があることと思います。



10月から最低賃金が変わります

左のコラムにもあるように10月から最低賃金が上がります。



厚生労働相の諮問機関・中央最低賃金審議会の小委員会は7月25日未明、都道府県別の最低賃金（時給）について、今年度の引き上げ額の目安を全国平均で26円とすることを決めました。昨年度からの上昇率は3%で、目安通りに改定されれば、最低賃金の平均は874円となり、初めて全都道府県で750円を超えることとなります。ちなみに埼玉県は現在の871円から898円に変わる予定で、最低賃金がほぼ900円になります。上げ幅は昨年度の25円より1円大きく、最低賃金を時給で示すようになった2002年度以降で最大の上げ幅となる予定です。

ところで。社会保険労務士の仕事って何？

最近よく聞くようにはなってきたけれども、よくわからないのが社会保険労務士のお仕事。私達社労士が会社に何をしてくれるのか？どう役に立ってくれるのか？ここで改めて一般的な、社労士業務の内容を少しだけ紹介しましょう。

- 人事雇用等、労務に関する相談、指導
- 労働トラブルへの対応、労務リスク対策の相談
- 就業規則、雇用契約書等の作成・改定
- 労働災害、通勤災害における申請や給付に関する手続き
- 社会保険に関する申請や給付の手続き
- 雇用保険に関する申請や給付の手続き
- 労働保険料の加入手続き、年度更新に伴う諸手続き
- 社会保険料の算定基礎届の作成
- 賃金規定や退職金、企業年金制度の構築
- 各種助成金の相談、申請
- 給与計算代行
- 社員研修、社員教育などのセミナー



いろいろなことが出来るのです。いわば雑務屋です。ぜひ一度ご相談下さい。お仕事待ってます！

つぶやき

暑い毎日。今年から共同経営をしている農場の作物も悲鳴をあげています。今年は新規就農者殺しの夏ですね。ところで障害者雇用の先輩である農場を視察する機会をいただきました。代表からは”障がい者に農業をやらせようというのではなく、農業の中で障がい者をどう活かしていくかを考えて下さい。個人の個性特性を見つけてあげて下さい”とお話。多くの障害者を雇用され経営を継続されている方の言葉には説得力があります。障がいも一つの個性。そう思えば、社会の枠組みの一員として大いに活躍の道が開けると思います。

